

（貞享二年由來書にいふ。能州珠洲郡長橋村神明宮者人王五十代桓武天皇延暦年中に、私先祖吉家新家示現、神明兩皇大神奉勸請、天津山祭食田神明宮与奉齋云々。右の棟札に龜山祭食田と記したるも是なるべけれども、意義不明瞭なり。恐らくは假作なるべし。）

七月九日。前田利家、鹿島郡天平寺の僧徒に、石動山の舊地に還住することを許す。

【能登部社文書】 鹿島郡

二二三〇

石動山坊中之義、立歸度之旨候。無異儀可被還住者也。

慶長貳年七月九日

利家 在印

天平寺目代

（天平寺の衆徒は天正十年利家に攻略せられたる後、鹿島郡策籬山に在りしなり。）

七月九日。前田利家、本願寺准如に、その使者下間少貳法橋を派遣して不參の末寺を調査せんとするに答ふ。

【本願寺文書】 山城
以上

二二三一

貴札之趣具令拜見候。仍而御末寺頃致不參付而、爲御改使下間少貳法橋被差下候。委細得其意存候。雖然佛法之批判難計候條、如何様ニも少貳法橋次第ニ候。若違背之輩於御座候者急度可申付候。様子少貳法橋可有演說候。恐々謹言。

（慶長二年九）

加賀大納言

七月九日

利家 在判

本願寺殿

御返報

（七月九日に於いて前田利家の大納言たりしもの唯慶長二年あるのみ。因りてこの年と推定す。）

七月十二日。假掲

【長福寺文書】 鹿島郡

二二三二

府中藏之留守居ニ置坊主門徒之事、むすめ續に相立候條、如前々參下向可仕候。若違背の輩有之候は、急度

可申付候也。

慶長二

加賀大納言

七月十二日

在印

能登侍從

利政 在判

府中

教信坊主

門徒中

（教信坊主は後の長福寺なり。但しこの文書の意義不明瞭なるものあるのみならず、利家が一寺坊の參下向を勸奨することあるべからざるに似たり。案ずるに、元和九年閏八月所口道場の支配を明慶と教信門徒と爭論せしことありて、教信側が之を提出し勝訴に歸したりといへば、この際の假作に係るものにあらざるか。）

七月廿八日。空照、前田利家の女加賀殿の石川郡白山宮に奉納する額面の裏書を作る。

【白山比咩神社額面裏書寫】 石川郡
當社再興加賀大納言豊富朝臣利家卿、同東御方爲子孫繁榮也。

二二三三

【白山比咩神社額面裏書寫】
此文字大覺寺宮空性親王御筆也。

二二三四

加賀國石河郡養老寺白山妙理大權現社頭、加賀大納言殿御父子、以御兩三人御判勸進之。額之御施主、則加賀大納言殿御息女加賀殿、太閤大相國秀吉北之御方也。其意趣者、家門繁昌、壽福增長、天下泰平、國土安樂、諸人快樂、所願成弁故也。

此裏書、依本願懇求、大佛殿兼本願高野山木食興山上人應斯。本願越前國足南郡波着寺住侶安養坊權大僧都空照爲自他法界平等利益也。

于時慶長二乙年七月廿八日於東山落陽大善光寺與院書之。

爲表補繪、施主加賀殿御爲也、二世安樂也。